2025年６月

投資家の皆様へ

PayPayアセットマネジメント株式会社

「PayPay投信AIプラス」
の有価証券届出書の記載内容変更のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
また、平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「PayPay投信AIプラス」（以下、「ファンド」という場合があります。）について、委託会社であるPayPayアセットマネジメント株式会社が2025年９月末を目途に事業を終了することを予定していることを受けて、ファンドの委託会社の変更、ファンドの名称の変更、信託事務等の諸費用の対象範囲の変更等に係る投資信託約款の変更を2025年８月12日を適用日として実施することが決定したため、また、ファンドの委託会社の変更に伴い原届出書の申込期間を訂正し、ファンドの沿革を訂正するため、有価証券届出書の記載内容を以下の通り変更いたしましたので、お知らせ申し上げます。

敬具

【訂正の内容】

第一部【証券情報】

（７）【申込期間】

原届出書「第一部　証券情報（７）申込期間」につきまして、＜訂正前＞の内容から＜訂正後＞の内容に訂正します。

※下線部＿＿＿は訂正部分を示します。

＜訂正前＞

2025年２月11日から2026年２月９日までとします。
なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新する予定です。

＜訂正後＞

2025年２月11日から2025年８月11日までとします。

（１２）【その他】

原届出書「第一部　証券情報（１２）その他」につきまして、以下の内容が追加されます。

＜追加＞

④　投資信託約款の変更について

当ファンドにつきましては、2025年４月30日現在の受益者の方を対象に、投資信託約款変更に係る書面決議を2025年６月10日付で行ないました。その結果、議決権を行使することができる受益者の方の議決権の３分の２以上の賛成を得たことにより、2025年８月12日を適用日として以下の通り投資信託約款の変更を行なうこととなりましたので、お知らせいたします。

なお、投資信託約款の変更適用日である2025年８月12日付をもって当ファンドの委託会社を「PayPayアセットマネジメント株式会社」から「アセットマネジメントOne株式会社」へ変更することとなりました。当ファンドの2025年８月12日以降の有価証券届出書の内容は同日を効力発生日として「アセットマネジメントOne株式会社」より提出される有価証券届出書にてご確認ください。

投資信託約款の変更の内容及び変更理由

（１）委託者の変更

ファンドの委託者である弊社は2025年９月末を目途に事業を終了することを予定しているため、委託者を「PayPayアセットマネジメント株式会社」から「アセットマネジメントOne株式会社」（以下、「アセットマネジメントOne」といいます。）に変更し運用を継続することが受益者の皆様の利益に資すると判断し、この度、投資信託約款を変更することとなりました。

変更後に委託者となるアセットマネジメントOneの概要は以下の通りです。

※2024年9月末現在

● アセットマネジメントOneは、国内の個人投資家、金融機関や年金などの機関投資家を中心とした幅広い投資家層向けに資金の運用を行なっている、わが国有数の運用会社のひとつです。 所在地：東京都千代田区丸の内一丁目８番２号 資本金：20億円　　従業員数：917名　　運用資産残高：約70兆円

これに伴い、ファンド名称を「PayPay投信AIプラス」から「AIプラスファンド」へ変更し、ファンドの委託者が行なう公告の方法も変更いたします。

（２）その他の変更

ファンドの取得・一部解約の申込みへの対応として、やむを得ない事情が発生した場合に、一度販売会社で受け付けたファンドの取得・一部解約の申込みを委託者が取り消すことができる旨を追加いたします。これは、市場機能の停止など不測の事態が発生した際における受益者間の公正を期すための対応となりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、現状ファンドで負担することが可能となっている各種書類の印刷、作成等に伴う費用について委託者負担とすべく、関連する条項を削除する変更を行なうとともに、過去実施した条文削除に係る所要の変更も実施します。

具体的な変更内容については、以下の「投資信託約款の変更に係る新旧対照表」をご参照ください。

投資信託約款の変更に係る新旧対照表

（変更日：2025年６月13日　変更適用日：2025年８月12日）

変更部分は、＿＿＿（下線）で表示してあります。

新	旧
追加型証券投資信託 AIプラスファンド 信託約款	追加型証券投資信託 PayPay投信AIプラス 信託約款
（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託） 第１条　この信託は、証券投資信託であり、アセットマネジメントOne株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。 ②～④（省　略）	（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託） 第１条　この信託は、証券投資信託であり、PayPayアセットマネジメント株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。 ②～④（同　左）
（受益権の申込単位および価額） 第13条（省　略） ②～④（省　略） ⑤　前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下、同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付を取り消すことができます。	（受益権の申込単位および価額） 第13条（同　左） ②～④（同　左） ⑤　前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下、同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することができます。
（利害関係人等との取引等） 第18条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人、第30条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条、第17条第１項および同条第２項に掲げる資産への投資等ならびに第23条から第25条まで、第27条、第29条、第33条から第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。 ②（省　略）	（利害関係人等との取引等） 第18条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人、第30条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条、第17条第１項および同条第２項に掲げる資産への投資等ならびに第21条、第23条から第25条まで、第27条、第29条、第33条から第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。 ②（同　左）

③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の４第３項および同条第４項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第16条、第17条第１項および同条第２項に掲げる資産への投資等ならびに第23条から第25条まで、第27条、第29条、第33条から第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。	③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の４第３項および同条第４項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第16条、第17条第１項および同条第２項に掲げる資産への投資等ならびに第21条、第23条から第25条まで、第27条、第29条、第33条から第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
④（省　略）	④（同　左）
（信託事務等の諸費用） 第40条（省　略）	（信託事務等の諸費用） 第40条（同　左）
②　前項に定める諸費用のほか、信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等に相当する額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。	②　前項に定める諸費用のほか、以下の諸費用（消費税等に相当する額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。 １．有価証券届出書、変更届出書、目論見書、有価証券報告書、臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用 ２．信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。） ３．運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用(これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。） ４．この信託の受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用 ５．信託財産に係る監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用
（削　除）	③　委託者は、前項に定める諸費用の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができ、また、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けることについて、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。この場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、かかる上限額を定期的に見直すことができます。
（削　除）	④　前項に基づいて、実際に支払った金額の支弁を受ける代わりに、委託者は、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、合理的な見積率により計算した金額を諸費用とみなして、その支弁を信託財産から受けることもできます。この場合、委託者は、かかる見積率に上限を付することとし、その上限の範囲内で、かかる見積率を何時にても見直すことができるものとします。

（削　除）	⑤　前項の場合において、第２項に定める諸費用としてみなす額は、信託財産の純資産総額に見積率を乗じて得た額とし、第38条に規定する計算期間を通じて毎日計上されます。
③　前項の諸費用は、第41条第２項に規定する信託報酬の支弁と同一の時期に信託財産中から支弁するものとします。	⑥　諸費用は、第41条第２項に規定する信託報酬の支弁と同一の時期に信託財産中から支弁するものとします。
（信託契約の一部解約） 第46条（省　略） ②～④（省　略） ⑤　委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第１項による一部解約請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約請求の受付を取り消すことができます。 ⑥（省　略）	（信託契約の一部解約） 第46条（同　左） ②～④（同　左） ⑤　委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第１項による一部解約請求の受付を中止することができます。 ⑥（同　左）
（公告） 第57条　委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。 https://www.am-one.co.jp/ ②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。	（公告） 第57条　委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。 公告アドレス　https://www.paypay-am.co.jp/notification/ ②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、官報に掲載します。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

原届出書の下記事項のうち以下に記載した箇所を、＜訂正前＞の内容から＜訂正後＞の内容に訂正します。

※下線部＿＿＿は訂正部分を示します。

（２）【ファンドの沿革】

＜訂正前＞

2016年12月20日　信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始
2021年２月10日　ファンド名称を「Yjamプラス！」から「PayPay投信AIプラス」へ変更

＜訂正後＞

2016年12月28日　信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始
2021年２月10日　ファンド名称を「Yjamプラス！」から「PayPay投信AIプラス」へ変更
2025年８月12日　ファンドの委託会社の変更及び当該変更に係る所要の変更（予定）

PayPay 投信

投資信託説明書
（交付目論見書）
2025.2.11

PayPay投信AIプラス

追加型投信／内外／株式

※本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

委託会社 ファンドの運用の指図を行なう者

PayPay アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者：関東財務局長（金商）第387号
設立年月日：2004年５月12日
資本金：420百万円、運用する投資信託財産の合計純資産総額：1,445億円
（資本金・純資産総額は、2024年12月末日現在）

委託会社の照会先
照会ダイヤル：0120-580446 （営業日の9：00～17：00）
ホームページ：https://www.paypay-am.co.jp

受託会社 ファンドの財産の保管及び管理を行なう者

みずほ信託銀行株式会社

■ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。
また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。

PayPay アセットマネジメント株式会社

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
追加型	内外	株式	株式　一般	年2回	グローバル (日本含む)	為替ヘッジ あり (フルヘッジ)

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
※商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(https://www.toushin.or.jp/)をご参照ください。

1．この目論見書により行なう「PayPay投信AIプラス」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第５条の規定により有価証券届出書を2025年２月10日に関東財務局長に提出しており、2025年２月11日にその届出の効力が生じております。

2．商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。

3．投資信託の財産は、受託会社において信託法（平成18年法律第108号）に基づき分別管理されています。

4．請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

5．ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

1．ファンドの目的・特色

ファンドの目的

この投資信託は、中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

ファンドの特色

a.主として国内外の株式に投資を行ない、中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

- 委託会社が有効と考えるビッグデータの解析等を通じて市場の歪み（マーケットアノマリー）を見出し、今後の株価の上昇（市場平均を上回る上昇を含みます。）が高い確度で予測される銘柄の組入れを行なうことを基本とします。
  - 株式への直接投資に代えて、株式に関連するデリバティブ取引（株価指数先物取引等を含みます。）等を使用する場合があります。
- 人工知能（AI）を活用した委託会社が有効と考えるビッグデータの解析、株価の予測等を通じて、継続的な運用の強化・充実を図ります。

■人工知能（AI）とは・・・
「Artificial Intelligence」の和訳で、記憶や学習など人間のような知能を持つコンピューターなどを指します。

■ビッグデータとは・・・
インターネットなどに蓄積される大規模かつ多種多様なデータを指します。

b.外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないます。

主な投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。
外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

分配方針

①毎決算期に収益の分配を行なう方針です。ただし、基準価額の水準や市場動向等を勘案して収益の分配を行なわない場合もあります。
②分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
③信託財産に留保した収益の運用については、特に制限を設けず、「基本方針」および「運用方法」に基づき元本と同一の運用を行ないます。

※上記は今後変更となる場合があります。
※当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったとき、ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、運用の基本方針にしたがって運用できない場合があります。

2．投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、主として株式など値動きのある有価証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。当ファンドの運用による損益は、全て投資者の皆様に帰属します。なお、投資信託は預貯金と異なります。

<主な変動要因>

株価変動リスク	一般に、株式の価格は経済・政治情勢や発行企業の業績等の影響を受け変動しますので、当ファンドが組入れている株式の価格が変動し、損失を被るリスクがあります。
株式先物取引による運用に伴うリスク	株式先物取引の価格は、様々な要因（株価水準、政治・経済・社会情勢、金融・証券市場の動向、貿易動向等）に基づき変動します。先物市場の変動の影響を受け、基準価額が下落し、投資元本を下回ることがあります。
信用リスク	株式や公社債等の発行体が経営不安、倒産等に陥った場合、投資資金が回収できなくなるリスクがあります。また、こうした状況が生じた場合、またそれが予想される場合には、当該株式等の価格は下落し、損失を被るリスクがあります。
流動性リスク	市場規模が小さく、取引量が少ない場合などには、機動的に売買できない可能性があります。
カントリー・リスク	発行国の政治、経済および社会情勢の変化により、金融・証券市場が混乱し、金融商品等の価格が大きく変動する可能性があります。また、法制度や決済制度、政府規制、税制、送金規制等の変化により、運用の基本方針に沿った運用を行なうことが困難になる可能性があります。
為替リスク	当ファンドにおいては、外貨建資産の為替変動リスクを低減するため、外国為替予約取引等を用いて為替ヘッジを行ないますが、想定したほどヘッジ効果があがらない場合があり、基準価額に影響を及ぼすことがあります。また、為替ヘッジに伴うコストが発生し、基準価額に影響を及ぼす場合があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されているものではありません。

2．投資リスク

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

リスクの管理体制

信託財産における運用リスクについては、運用部門責任者およびファンド・マネージャーが常時モニターし、協議、点検を行なっています。リーガル・コンプライアンス部門においては、管理部門からのモニタリング結果の報告等を通して法令および信託約款等の遵守状況を日々チェックしています。これらの結果は、代表取締役、運用部門責任者、リーガル・コンプライアンス部門責任者等で構成される月次の運用委員会に報告されており、同委員会でも運用状況の点検が行なわれています。また、流動性リスク管理に関する社内規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行なっています。運用委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督しています。

2．投資リスク

参考情報

下記のグラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
左のグラフは、過去5年間の当ファンドの年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。
右のグラフは、過去5年間の年間騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

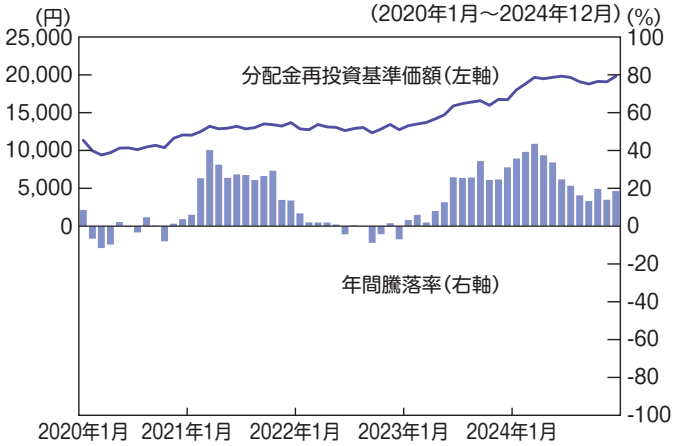

代表的な資産クラスとの騰落率の比較

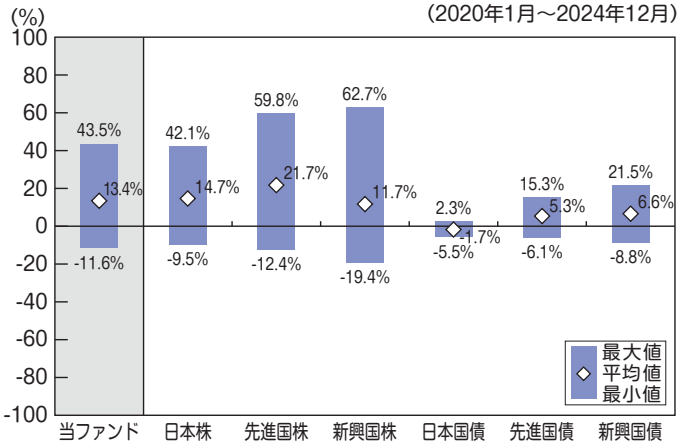

＊ 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金が分配時に再投資されたものとみなして計算したものであり、実際の基準価額と異なる場合があります。
＊ 当ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づき計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
＊ 各資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

<各資産クラスの指数>
日 本 株……東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
先進国株……MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）
新興国株……MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
日本国債……NOMURA-BPI国債
先進国債……FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
新興国債……JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド（円ベース）
※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースで表示しています。
※各指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利は以下の通り帰属します。

指数	帰属
東証株価指数	株式会社東京証券取引所
MSCIコクサイ・インデックス	MSCI Inc.
MSCIエマージング・マーケット・インデックス	MSCI Inc.
NOMURA-BPI国債	野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社
FTSE世界国債インデックス	FTSE Fixed Income LLC
JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	J.P.Morgan Securities LLC

3. 運用実績

データは2024年12月末日現在

基準価額・純資産の推移

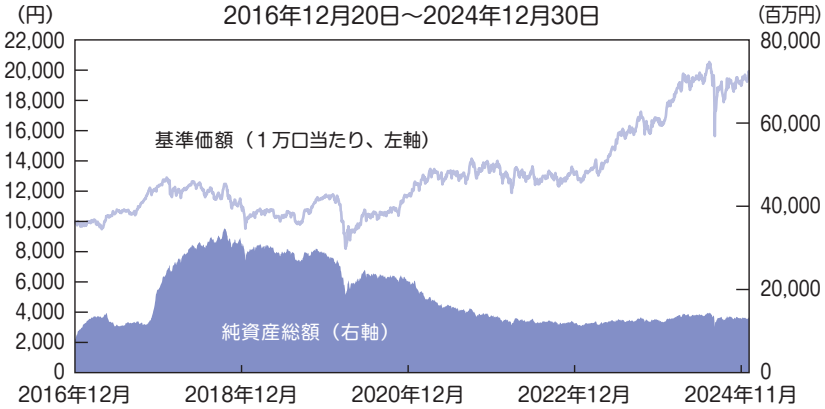

※基準価額は、信託報酬等控除後のものです。

分配の推移

決算期	分配金
第12期(2022年11月10日)	0円
第13期(2023年5月10日)	0円
第14期(2023年11月10日)	0円
第15期(2024年5月10日)	0円
第16期(2024年11月11日)	0円
設定来累計	0円

※分配金は、1万口当たり、税引き前の値を記載しています。

≪基準価額・純資産総額≫

基準価額	19,807円
純資産総額	13,206百万円

主要な資産の状況

◆ポートフォリオの状況

資産の種類	比率(%)
株式	93.2
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	6.8
株式先物取引(買建)	7.0

◆株式先物取引上位銘柄の建玉比率

	銘柄名	比率(%)
1	TOPIX先物(2025年3月限)	7.0
2	–	–
3	–	–

※比率は、純資産総額に対する割合を記載しています。
※株式は、全て国内の株式となります。

◆株式組入上位10銘柄の組入比率

	銘柄名	業種	比率(%)
1	トヨタ自動車	輸送用機器	3.6
2	ソニーグループ	電気機器	2.3
3	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	2.2
4	リクルートホールディングス	サービス業	2.2
5	日立製作所	電気機器	2.0
6	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	1.4
7	キーエンス	電気機器	1.4
8	任天堂	その他製品	1.3
9	東京海上ホールディングス	保険業	1.2
10	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	1.1

年間収益率の推移

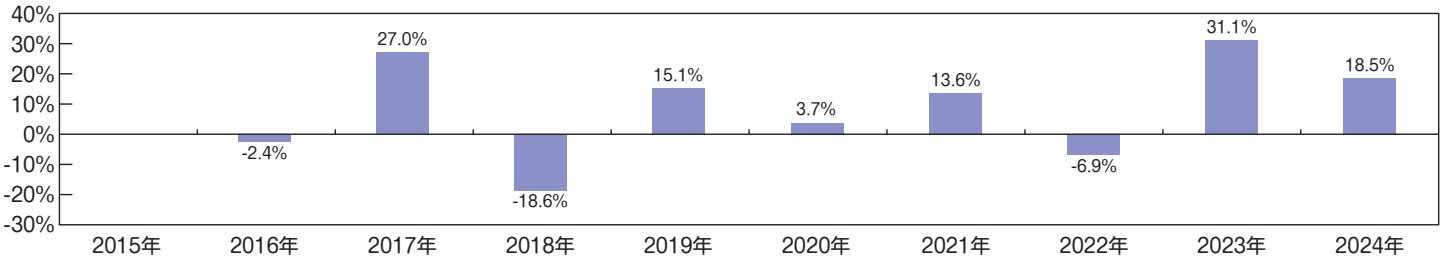

※当ファンドにベンチマークはありません。
※2016年は設定日(2016年12月20日)から年末までの騰落率、2024年は2024年12月末日までの騰落率を記載しています。
※騰落率は、税引前の分配金が分配時に再投資されたものとみなして計算しています。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

4. 手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位とします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします(ファンドの基準価額は1万口当たりで表示しています。)。
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	最低単位を1口単位として販売会社が定める単位とします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	換金代金は、換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社でお支払いします。
申込締切時間	原則として営業日の午後3時30分までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。
購入の申込期間	2025年2月11日から2026年2月9日までとします。 ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新する予定です。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行なうため、換金の金額に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することがあります。
信託期間	無期限です(2016年12月20日当初設定)。
繰上償還	受益権の口数が10億口を下ることとなった場合等には、繰上償還となる場合があります。
決算日	原則として、毎年5月10日および11月10日に決算を行ないます。なお、当該日が休日の場合は翌営業日とします。
収益分配	原則として、年2回の決算日に、収益分配方針に基づいて分配を行ないます。 当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金受取コース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。
信託金の限度額	信託金の限度額は、1兆円とします。
公告	委託会社が行なう公告は、電子公告により行ないます。 公告アドレス　https://www.paypay-am.co.jp/notification/
運用報告書	決算時および償還時の受益者に対して、運用経過、信託財産の内容、有価証券の売買状況、費用明細等のうち重要な事項を記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

4. 手続・手数料等

ファンドの費用・税金

◆ファンドの費用

■投資者が直接的に負担する費用	
購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.3%(税抜3.0%)を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た金額とします。 購入時手数料は、購入時の商品および投資環境に関する説明や情報提供、事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
信託財産留保額	ありません。

■投資者が信託財産で間接的に負担する費用	
運用管理費用(信託報酬)	信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.012%(税抜年0.92%)の率を乗じて得た額です。 委託会社、販売会社、受託会社間の配分および役務の内容については次のとおりです。

	配分(税抜)	役務の内容
委託会社	年0.42%	資金の運用の対価
販売会社	年0.45%	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	年0.05%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

上記の信託報酬の総額は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。

その他の費用・手数料	①法定開示に係る費用、公告に係る費用、信託財産の監査に係る費用、法律顧問、税務顧問に対する報酬等は、信託報酬の支払いと同一の時期に信託財産中から支払われます。 ②有価証券売買時の売買委託手数料、借入金の利息、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外貨建資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息等がお客様の保有期間中、その都度信託財産中から支払われます。 ※上記①および②の費用等については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

◆税金

・税金は表に記載の時期に適用されます。
・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税。 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税。 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」をご利用の場合
少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。
ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
※法人の場合は上記とは異なります。
※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

4．手続・手数料等

（参考情報）ファンドの総経費率

総経費率（①+②）	運用管理費用の比率 ①	その他費用の比率 ②
1.05%	1.02%	0.03%

※対象期間は2024年5月11日～2024年11月11日です。
※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。）を、期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額（1口当り）を乗じた数で除した値（年率）です。
※詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧下さい。

PayPay アセットマネジメント株式会社